

行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算の対象となる研修

1 行動障害支援体制加算の対象となる研修

- (1) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)
他県実施分も含む。
修了証の発行有り。
- (2) 行動援護従事者養成研修
行動援護従業者養成研修課程指定事業者による研修(他都道府県実施分も含む)が対象。
修了証の発行有り。
参考:東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 指定事業者一覧
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/koza/shiteizigyousyaichirann.html>
東京都福祉保健局ホームページ 福祉保健の基盤づくり 講座・催し物 介護職員初任者研修事業・障害者居宅介護従業者基礎研修等事業・居宅介護職員初任者研修事業・障害者(児)移動支援従業者養成研修事業指定事業者一覧
東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 指定事業者一覧(PDF)
他県の指定事業者については各県にお問い合わせください。

2 要医療児者支援体制加算の対象となる研修

- (1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修
他県実施分も含む。
平成29年度まで東京都で実施はなし。平成30年度より実施。修了証の発行有り。
医療的ケア児支援者育成研修は対象外。

実施年度	研修名	実施団体
平成30年度(講義 12/9,10, 演習 1/13,14)	医療的ケア児等コーディネーター養成研修	東京都立小児総合医療センターへ東京都より委託
令和元年度(講義 10/27,28, 演習 12/22,23, 1/12,13)	医療的ケア児等コーディネーター養成研修	

- (2) 重症心身障害児者コーディネーター等養成研修(7月27日付厚生労働省事務連絡により追加)
他都道府県実施分も含む。
平成28・29年度に公益財団法人日本訪問看護財団により行われた「重症心身障害児者等コーディネーター研修」も含む。

3 精神障害者支援体制加算の対象となる研修

(1) 精神障害者関係従事者養成研修

実施年度	研修名	実施団体
平成26年度	精神障害者の地域移行及び定着支援のための精神科医療機関における実習研修	(社福)東京都社会福祉協議会(東京都福祉人材センター研修室)へ東京都より委託
平成27年度	精神障害者の地域移行及び定着支援のための精神科医療機関における実習研修	
平成28年度	精神障害者の地域移行及び定着支援のための精神科医療機関における実習研修	
平成29年度	精神障害者の地域移行及び定着支援のための精神科医療機関における実習研修	
平成26年度	「医療と福祉の連携～改正精神保健福祉法の目指すもの～」	(一社)東京都精神保健福祉士協会へ東京都より委託
平成26年度	「病院内の取り組みについて～改正精神保健福祉法施行後の現状～」	
平成26年度	「改正精神保健福祉法の目指すもの～より良い退院支援委員会を行う為に～」	
平成27年度	「病院と地域の他職種連携を考える～新たな長期入院を生まないために～」	
平成28年度(10/4)	実効性のある地域移行支援の進め方 「個別支援における医療と福祉のチーム作り」	
平成28年度(11/29)	実効性のある地域移行支援の進め方 「地域における医療と福祉のチーム作り」	
平成29年度(9/7)	第1回研修会(基礎編) 「あらためて知る 地域移行支援における個別給付のプロセスとポイント」	
平成29年度(1/18)	第2回研修会(応用編) 「本気で考える 精神障害に対応した地域包括ケアシステム～区市町村で協議の場を作る」とは?～」	

他県実施分を対象に含めません。
平成25年度以前の研修については対象になりません。
平成26年度から平成29年度までの精神障害者支援体制加算対象研修について、修了証を発行しておりません。修了の確認については東京都福祉保健局地域生活支援課在宅支援担当(03-5320-4579)までお問い合わせください(9時から17時まで)。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修

実施年度	研修名	実施団体
平成30年度(8/20)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業・地域移行関係職員に対する研修	一般社団法人 ソラティオ相談支援センターあらかわへ東京都より委託

平成30年度 (8/30)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業・地域移行関係職員に対する研修	NPO法人多摩在宅支援センター円へ 東京都より委託
平成30年度(10/9 (必須)、25、26の うち2日以上)	第1日目(施設見学編)「精神科病院ってどんなところ？」 第2日目(基礎編)「精神科病院からの地域移行～概要と現状～」 第3日目(応用編)「地域移行支援の実態～世田谷で指定一般事業を実施するためには～」	世田谷区(世田谷区の事業所向け研修)
令和元年度 (8/28)	精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業	(一社)東京都精神保健福祉士協会へ 東京都より委託
令和元年度 (1/21)	精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業	

12月23日24日の地域移行促進事業における地域移行関係職員研修も対象